

司法書士の沿革と主なしごと

弁護士や税理士と違って「司法書士の仕事って」と聞かれても一般の人にはあまりよくわからないのが現実だと思います。以下は司法書士制度の沿革と業務内容についての簡単な説明です。

司法書士の沿革と主な仕事

司法書士の一般的な業務は、「登記」と「裁判」に関するもので、その職域は比較的広いと言えます。

業務形態は、大きく分けて次のようなタイプに分類できます。

- ① 登記業務専門型(最も多く見受けられるタイプ)
- ② 登記業務と裁判業務併存型(地方に多く見受けられるタイプ)
- ③ 裁判業務専門型(最も少ないタイプ)

1872年「司法職務定制」及び翌年「訴答文例」により、訴状の作成を業務とする「代書人」制度が誕生しました。この頃同じく誕生したのが「代言人」(現在の弁護士)と証書人(現在の公証人)です。

1919年、現在の行政書士と分離して「司法代書人」制度へ変わり、1935年、現在の「司法書士」へと改称されました。

1947年、司法書士の所管が裁判所から法務省に移されたことに伴い、更に高度経済成長の不動産登記事件の増大によって、司法書士の業務の殆どが登記事務へ集中する要因となって「登記と言えば司法書士」と言われるようになりました。

こうして、本来裁判所に提出する書類を作成することが業務であったものが、法務局へ登記申請することが業務の大半となったわけです。

司法書士の業務

- ① 登記または供託に関する手続の代理
- ② 法務局、裁判所、検察庁に提出する書類の作成
- ③ 簡易裁判所での訴訟代理業務 (2003.4.1 施行)

① について

司法書士業務の中で非常に大きな割合を占めているのが法務局に対して行う登記業務であり、とりわけ不動産登記が 80% 余りを占めています。

具体的に言えば、建物が新築されたら「所有権保存登記」、土地や建物が売買とか贈与されたら「所有権移転登記」、親が死亡したら土地や建物の相続による「所有権移転登記」といったように法務局で名義の書き換えの手続を行います。

また、家を新築したために銀行から融資を受け、新築建物を担保として提供する「抵当権設定登記」、会社等が銀行等から事業資金を借り入れるため、その土地や建物を担保として提供する「根抵当権設定登記」といったように法務局で担保権の登録手続も行います。

もう 1 つが、商業登記です。

具体的に言えば、株式会社等の設立登記から始まって、取締役等の役員変更登記、資本金を増加または減少させる登記、解散、清算登記までさまざまです。また、会社に限らず、公益法人や組合等の登記もあり、これらもすべて法務局で行います。

そして、登記の分野以外では、供託手続というものがあります。

具体的に言えば、家主から家賃の値上げを請求されたために行う弁済供託、裁判の保全処分的前提として行う保証供託といったようにこれも法務局で行います。

② について

裁判事務とは、裁判を起こすときの訴状、裁判を起こされたときの答弁書、準備書面等裁判所へ提出する書類の作成をします。最近では、クレジット・サラ金による自己破産や特定調停の申立が増加しています。

③ について

この度の司法制度改革の法曹人口増大の一環として認められたもので、法務大臣の定める一定の特別研修及び考査を終了した司法書士に限って認可される業務です。一般に「認定司法書士」と呼ばれています。

つまり、従来は②の如くあくまで裁判所への提出書類の作成が業務範囲で、他人間の争いに首を突っ込んで相手方と直接交渉をしたり法廷で弁護士のように依頼者にかわって弁論活動ができなかったのが、簡易裁判所で 140 万円以下の事件という制約はあるものの依頼者の代理人として相手方と直接交渉したり、法廷で弁論活動が出来るようになり、弁護士同様の活動ができるようになりました。